瀬野川居宅介護支援事業所

重要事項説明書(令和6年4月1日現在)

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 慈楽福祉会		
代表者氏名	理事長 後藤 俊明		
法 人 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	広島市安芸区中野三丁目9番5号 (電話) 082-893-6606 (ファックス番号) 082-893-6608		
法人設立年月日	昭和 49 年 1 月 18 日		

- 2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について
- (1) 事業所の所在地等

事業所名称	瀬野川居宅介護支援事業所			
介護保険指定事業所番号	3 4 7 0 1 0 0 5 8 1			
事業所所在地	広島市安芸区中野二丁目 15 番 7 号			
連 絡 先相談担当者名	(電話) 082-893-0577 (ファックス番号) 082-893-0522 (担当者) 寺田 育代			
事業所の通常の 事業の実施地域	広島市安芸区 安芸郡海田町			

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人慈楽福祉会が設置する瀬野川居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	1 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとします。 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 4 事業所は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から土曜日 (但し、日祝及び12月30日から1月3日を除く)	
営	業時	間	午前8時30分から午後5時30分(電話等により24時間連絡可能)	

(4) 事業所の職員体制

管理者

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名 介護支援専門員 と兼務
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行い ます。	4名以上 常 勤 3名以上 非常勤 1名以上

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画 の作成	<u>別紙3</u> に掲げる 「居宅介護支援	左の①~ ⑦の内容	<u>別紙1</u> のとお り	介護保険適用となる 場合には、利用料を支
② 居宅サービス事業 者との連絡調整	業務の実施方法等について」を	は、居宅介護支援の		払う必要がありません。
③ サービス実施状況 把握、評価	参照下さい。	一連業務として、介		(全額介護保険により負担されます。)
④ 利用者状況の把握		護保険の対象とな		
⑤ 給付管理		るもので		
⑥ 要介護認定申請に 対する協力、援助		す。		
⑦ 相談業務				

3 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂 行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の 居宅を訪問することがあります。

4 その他の費用の請求及び支払い方法について

① その他の費用の請求方	ア その他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
法等	イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② その他の費用の支払い 方法等	ア 下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座(広島信用金庫安芸中野支店)への振り 込み※手数料は利用者負担となります。 (イ)指定口座(ひろしま農業協同組合、広島信用金庫、郵便 局、広島銀行、もみじ銀行)からの自動振替 (ウ)事業所窓口での現金支払い イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領 収書をお渡ししますので、必ず保管してください。(医療費控 除の還付請求の際に必要となることがあります。)

5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

6 サービスの利用方法

- (1) 契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。
- (2) 契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となり、要介護状態区分の有効期間が満了する日をもって終了します。ただし、利用者からの申し出がない場合には、次回の要介護区分の有効認定期間満了日まで自動的に更新されます。

- (3) サービス・契約の終了
 - 1) 利用者の都合でサービスを終了する場合 契約の解除について事業所までご連絡ください。
 - 2) 事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があ ります。その場合は、終了1ヶ月前までに事業所より文書でお知らせするとともに、 地域のほかの居宅介護支援事業所を紹介いたします。
 - 3) 自動終了

以下の場合は利用者、事業所から通知がなくても、自動的にサービスは終了します。

- ・介護保険施設に入所された場合(退所が予定されている場合を除く)
- ・要介護認定区分が非該当・事業対象者・要支援1・要支援2と認定された場合
- ・死亡された場合

4) その他

利用者・家族等が当事業所の介護支援専門員に対して本契約の継続が難しいような背信行為を行われた場合は、当事業所より文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。ご了承下さい。

7 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

またその場合に備えて、担当介護支援専門員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

8 虐待の防止・身体拘束等の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

管理者 寺田 育代

- (2) 身体拘束・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (5) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

3 他位の体付と個人情報の体費にフ	
3 根心山・ノバ・川 と 旧力(旧 井林・ノバ・頂(こ)	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者
① 利用者及びその家族に関する	又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏
秘密の保持について	らしません。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契
	約が終了した後においても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はそ
	の家族の秘密を保持させるため、従業者である期間
	及び従業者でなくなった後においても、その秘密を
	保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とし
	ます。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) 上記のほか、別紙2「個人情報の取扱いについて」に
	記載のとおり取り扱うものとします。
	<u> </u>

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 広島市 高齢福祉部 介護保険課 所 在 地 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号電話番号 082-504-2183 (直通) 77ックス番号 082-504-2136 (直通)

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社	
	保 険 名	超ビジネス保険・超Tプロテクション	
貝山小吹	補償の概要	損害賠償・傷害補償	
	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社・ひろしま農業協同組合	
自動車保険	保 険 名	自動車保険・自動車共済	
	補償の概要	対人・対物補償、車両保険	

11 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から 提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備 し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

13 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお むね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底してい ます。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付け るための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によって は訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行います。
 - 特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定を行います。
 - 苦情受付担当者は速やかに、苦情解決責任者やその他の従業員と共同して、利用者の 意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討します。
 - 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行います。(時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行います。)。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 瀬野川居宅介護支援事業所 (受付担当者 寺田 育代)	所 在 地 広島市安芸区中野二丁目 15 番 7 号 電話番号 082-893-0577 ファックス番号 082-893-0522 受付時間 8:30~17:30 (平日)
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市高齢福祉部介護保険課	電話番号 082-504-2183
【市町村(保険者)の窓口】 ※広島市以外の保険者の場合	各介護保険関係の担当課
【公的団体の窓口】	所 在 地 広島市中区東白島町19番49号国保会館
広島国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0782

17 第三者評価の実施状況

毎年、介護サービス情報公表システムへ事業報告等行っております。

また、法人内のサービス総合評価会議にてお客様アンケートを実施し、サービスの質の向上、職場風土の改善を図っております。

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次のとおりです。

		実施日	年 月 日
第三者による評価の実	1 あり	評価機関名称	
施状況		結果の開示	1 あり 2 なし
	2) なし		

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日	
-----------------	----	---	---	---	--

本書面、及び別紙1、2、3、4に基づき重要な事項を交付し説明しました。

	所 在 地	広島市安芸区中野二丁目 15番7号		
事業	事業所名	瀬野川居宅介護支援事業所		
者	代表者名	寺田 育代	(押印省略)	
	説明者氏名		(押印省略)	

事業者から重要事項説明書、及び別紙1、2、3、4の交付、説明を確かに受け、内容について同意しました。

契約者	住 所 [
	氏 名	印 (自署または押印)
	住 所 [

 身元引受人
 氏名
 印 (自署または押印)

 利用者との関係

重要事項説明書 別紙1

① 利用料及びその他の費用

区分・要介護度			基本単位	利用料
	(i)介護支援専門員1人当りの利用者数が45未満	要介護 1・2	1086	11,620円
居宅介護 支援費 (I)	又は 45 以上である場合においての、45 未満の部 分	要介護 3・4・5	1411	15,097円
	(ii)介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上	要介護 1・2	544	5,820円
	である場合においての、45 以上 60 未満の部分	要介護 3・4・5	704	7,532 円
	(iii)介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 45 以	要介護 1・2	326	3,488円
	上である場合においての、60以上の部分	要介護 3・4・5	422	4,515円
居宅介護 支援費 (II)	(i)介護支援専門員1人当りの利用者数が50未満 又は50以上である場合においての、50未満の部 分	要介護 1・2	1086	11,620円
		要介護 3・4・5	1411	15,097円
	(ii) 介護支援専門員1人当りの利用者数が50以上である場合においての、50以上60未満の部分	要介護 1・2	527	5,638円
		要介護 3・4・5	683	7,308円
	(iii)介護支援専門員1人当たりの利用者数が50以	要介護 1・2	316	3,381円
	上である場合においての、60以上の部分	要介護 3・4・5	410	4,387 円

- ※ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を 受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えます。
- ※ 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を 増すごとに介護支援専門員1とします。
- ※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、 算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たって、利用者の居宅を訪問し利用者および 家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を 行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担 当者会議の開催等を行っていない(やむを得ない場合を除く)場合
- ・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため 1 月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合
- ※ 居宅介護支援費(Ⅱ)は、ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っており、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している場合に算定します。
- ※ 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算) に該当する場合は、上記金額より 2,140 円を減額することとなります。

② 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単 位	利用料	算定回数等
初回加算	300	3,210円	1月につき
特定事業所加算(I)	519	5, 553 円	
特定事業所加算 (Ⅱ)	421	4,504 円	 1月につき
特定事業所加算 (Ⅲ)	323	3, 456 円	
特定事業所加算(A)	114	1,219円	
特定事業所医療介護連携加算	125	1,337円	1月につき
入院時情報連携加算(I)	250	2,675 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合(1月につき)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	2, 140 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合(1月につき)
退院・退所加算(I)イ	450	4,815円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(I)ロ	600	6, 420 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合 (入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600	6, 420 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受け場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750	8, 025 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)
退院・退所加算(Ⅲ)	900	9, 630 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により3回以上受けた(内1回はカンファレンスによる)場合(入院又は入所期間中1回を限度)
通院時情報連携加算	50	535 円	利用者1人につき1月に1回が限度
緊急時等居宅カンファレンス 加算	200	2,140円	1月につき (2回を限度)
ターミナルケアマネジメント 加算	400	4, 280 円	1月につき

- ※ 初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。
- ※ 特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地 域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる 加算です。
- ※ 特定事業所医療介護連携加算は、前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数が35回以上であり、同期間の間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合で、特定事業所加算(I)、(II) 又は(III) を算定している場合に算定します。

- ※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、 居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職 員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成 及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が 異なります。
- ※ 通院時情報連携加算は、利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定します。
- ※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共 に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に 算定します。
- ※ ターミナルケアマネジメント加算は、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。
- ※ 地域区分別の単価(5級地10.70円)を含んでいます。

③ その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに 基づき、交通費の実費を請求いたします。
火	なお、自動車を使用した場合は(運営規程第8条)により請求いたします。

個人情報の取り扱いについて

【個人情報に関する基本方針】

社会福祉法人慈楽福祉会(以下、「法人」という)は、利用者等の個人情報を適切に取扱うことは、 介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

- 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託
- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。
- 2. 個人情報の安全性確保の措置
- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、又は棄損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。
- 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応 法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供 の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人 情報相談窓口(電話082-893-6606)までお問い合わせください。
- 4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する基本方針は、当法人のホームページ(施設URL http://www.jiraku.or.jp) で公表するとともに、要望に応じて紙面にて公表いたします。

【個人情報の利用目的】

社会福祉法人慈楽福祉会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

- 1. 施設内部での利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務

- ③ 介護サービスの利用に係る施設の管理運営業務のうち次のもの
 - 入退所等の管理
 - 会計、経理
 - 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等 との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託 (一部委託含む)
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- 1. 施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
- 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ①施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取扱 うことはいたしません。

居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、 立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - **イ** 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業 者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - **ウ** 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に 偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。(居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。)
 - **イ** 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、 事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 テレビ電話等を活用しての会議について

- ① 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全 管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- ② 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

6 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保 険団体連合会に提出します。

7 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変 更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

8 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

9 サービスの利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙4のとおりです。

重要事項説明書 別紙4

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、 福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	31	%
通所介護	47	%
地域密着型通所介護	5	%
福祉用具貸与	72	%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、 福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	あきなかの訪問介護事業所	サンキ・ウェルビィ介護	㈱広島福祉サービス
	55%	センター安芸 11%	訪問介護事業部 8%
通所介護	デイサービスセンター安芸中野	サンキ・ウェルビィデイサービス	デイサービスアイビーロード
	70%	センター安芸 10%	6%
地域密着型	サービスステーション庵寿	デイサービスセンターこもれび	はたのリハビリデイサービス
通所介護	66%	19%	センター 19%
福祉用具貸与	日本基準寝具㈱エコール事業部	フランスベッド㈱メディカル	はたのリハビリ福祉用具貸与・
	広島南営業所 45%	広島南営業所 28%	販売事業所 9%

③判定期間 (令和 5年度)

□ 前期(3月1日から8月末日)

☑ 後期(9月1日から2月末日)